

規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二三二

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十四条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 条例第二十二條第一項第二十二号の委員会規則で定める作業は、危険鳥獣（ヒグマ及びツキノワグマに限る。以下、この項において同じ。）の捕獲若しくは殺傷又はその補助に係る作業で次の各号に掲げるものとし、同条第二項第二十二号の委員会規則で定める警察業務手当の額は、当該各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 警察官等特殊銃使用及び取扱規範（平成十四年国家公安委員会規則第十
六号）第四条第四号に掲げる任務に係る作業 千六百四十円
- 二 前号の作業に付随して行われる作業で危険鳥獣による被害が発生する恐れのある区域内におけるもの 千百円

第二条 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

- 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十一条第一項第二号及び
びニに規定する相談及び指導等の業務に従事する保健師

第三条第四項中「第二項第三号及び第五号」を「第二項三号、第五号及び第七号」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和七年十一月十三日から適用する。